

## 東浦町水道事業給水停止実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項及び東浦町水道事業給水条例（平成10年条例第10号）第38条の規定に基づき、水道料金滞納者に係る給水停止処分について定めるものとする。

(給水停止の対象者)

第2条 給水停止の対象となる者（以下「給水停止対象者」という。）は、納期限から3か月以上水道料金を納入しない者とする。ただし、町長が特別な事由があると認めた者は除く。

(給水停止予告)

第3条 町長は、給水停止を執行するときは、あらためて納付の納期限（以下「履行期限」という。）を指定し、給水停止予告通知書（様式第1）（以下「予告書」という。）により給水の停止を予告する。

2 予告書の履行期限は、通知日から10日以内とする。

(給水停止)

第4条 町長は、給水停止対象者が前条の予告書に指定した履行期限を経過してもなお水道料金を納入しないときは、履行期限から7日以内に給水停止を執行する。

2 町長は、前項の規定により給水停止を執行したときは、給水停止実施通知書（様式第2）により、その旨を当該給水停止を執行された者（以下「給水停止者」という。）に通知する。

(給水停止の一時保留)

第5条 町長は、給水停止対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、給水停止を一時保留することができる。

(1) 滞納料金の一部を納付し、残余の滞納料金の納付について水道料金納付誓約書（様式第3）（以下「納付誓約書」という。）を提出したとき。

(2) 災害又はこれに類する理由により滞納料金の納付が困難であると町長が認めたとき。

(3) その他町長が特別の事由があると認めたとき。

(給水停止の一部保留の取消し)

第6条 町長は、前条の規定により給水停止の執行を一時保留された者（以下「給水停止執行一時保留者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、給水停止の一部保留を取り消す。

(1) 前条第1号に規定する納付誓約書の誓約を履行しなかったとき。

(2) 給水停止執行一時保留者の財産の状況その他の事情の変化により、その一時保留を継続することが適当でないと認めたとき。

(3) その他町長が一時保留を継続することが適当でないと認めたとき。

(給水停止の方法)

第7条 給水停止は、止水栓止め、量水器の取外し又は配水管との連絡切断により行

う。

(給水停止の解除)

第8条 町長は、給水停止者が次の各号のいずれかに該当したときは、給水停止を解除する。

(1) 滞納料金を完納したとき。

(2) その他町長が特別の事由があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

2 施行日前に交した納付誓約書は、この要綱により交した納付誓約書とみなす。

附 則

この要綱は、平成13年1月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の給水停止処分の取扱要綱の規定に基づいてなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町水道事業  
東浦町長

給水停止予告通知書

あなたが使用されました水道料金は、たびかさなる請求にもかかわらず未納になっていますので、水道法第15条第3項及び東浦町水道事業給水条例第38条第1項第1号の規定に基づき、下記水栓の給水停止を次のとおり実施いたします。（ご不在でも給水を停止します。）

ただし、納期限までに町上下水道課等の指定納入機関等で一括納入した場合、又は町上下水道課が一括納入できない正当な理由があると認めるときは、給水停止を中止します。

なお、給水停止後の開栓は、水道料金が完納された翌日となります。

〔注〕 本書と行き違いに納入済の場合は、本書は無効とご了承ください。

水道料金に関し、ご不明の点がありましたら、町上下水道課までお問い合わせください。

記

お客様番号  
設置場所  
使用者氏名

整理番号

納期限 年 月 日  
給水停止実施日 年 月 日

未納明細

年月分	水量 m <sup>3</sup>	料金 円	納入額 円	納入日	分納誓約

未納額合計 円

様式第2（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町水道事業  
東浦町長

給水停止実施通知書

水道法第15条第3項及び東浦町水道事業給水条例第38条第1項第1号の規定に基づき給水停止予告通知書を送付しましたが、水道料金の納付がありませんでしたので、本日をもって下記水栓の給水停止をしました。

なお、この水栓の開栓は、未納の水道料金を全額納付されたことが確認された場合、原則として翌日に行います。

〔注〕 本書と行き違いに納入済の場合は、本書は無効とご了承ください。

本書受領後の納付は、町上下水道課でお願いします。

記

お客様番号

整理番号

設置場所

使用者氏名

未納明細

年月分	水量 m <sup>3</sup>	料金 円	納入額 円	納入日	分納誓約

未納額合計	円
-------	---

給水停止時指針	m <sup>3</sup>
---------	----------------

様式第3 (第5条関係)

年 月 日

水道料金納付誓約書

東浦町水道事業 東浦町長

私が滞納をしている次の水道料金については、分納計画書のとおり完納することを誓約いたします。なお、分納計画書のとおりに履行しない場合は、いつ給水停止されても異議ありません。

また、今後使用する水道料金についても、納期限までに必ず納入いたします。

お客様番号

設置場所

使用者 住所

氏名

電話番号

届出者 住所

氏名

電話番号

未納金額	
年月分	料金 円
合計	

分納計画書			
支払年月	支払金額 円	残額 円	備考
合計			